

○(仮称)人権ケースワーカー養成講座の学習内容

区分	1. 人権論	2. 国際人権論	3. 法と人権	4. 対人援助の基本	5. 対人援助の実際	6. 個人情報保護
コマ数	6	6	8	4	22	4
基本講義	人間が対等であることを保障するルールとして人権を捉え、様々な社会関係の中で人権が果たす役割を考える。そうした理解を踏まえ、人権を確立するための意思と実践力をもった感覚を養う。	国連が誕生してから、戦争への反省と教訓から人権に対する関心が高まり、国際的宣言や諸人権条約が次々と誕生してきた。人権の歴史、重要性、今後の方針について学ぶ。	現代社会において、各個人の人権を守るため法は存在しているが、いかなる法がどのような形で人権を守るために機能しているかを学ぶ。	悩みを抱えた相談者自身が自分の問題を解決していけるように援助する基本姿勢・技法を学ぶ。	相談者を援助する具体的実践を通してソーシャルワークやカウンセリングの技術を学ぶ。	法令を踏まえ個人情報の重要性を学ぶ。また、インターネット上の人権侵害が問題となっており、情報化の進展とともに新たに現れてきた人権問題について学ぶ。
紛争処理手法及び事例検討			○国の人権施策について(人権侵犯事件調査処理規程に基づく救済の仕組み、人権擁護委員会制度、人権擁護法案) ○府の人権施策について		○ロールプレイを重ねつつ、実践の経験を重ねる。 ○相談の現場から ○ロールプレイ ○事例研究の方法 ○ケース研究 ○まとめ	

区分	7. 同和問題	8. 福祉と人権	9. 女性と人権	10. 子どもと人権	11. 日本における外国人の人権	12. 労働及び各種の人権課題	効果測定
コマ数	12	27	9	9	7	13	14
基本講義	同和問題の歴史と課題を理解するとともに、価値観、ものの考え方など、差別と人権の課題を捉える。	「社会福祉」歴史、基本理念の変遷及び体系を学習し、基本理念の具体化としての「障害者施策」、「高齢者施策」、「医療施策」の現状を学習することにより、施策の組み合わせや応用を学ぶ。	国連の取組をはじめとする女性の権利拡大の歴史、ジェンダーをめぐる思想、女性を取り巻く教育、就労、福祉などの社会環境を学習し、女性が今日おかれている現状を知り、女性施策の今日的状況を学習する。特に、女性と就労、セクハラ、DV、性的虐待の現状を学習する。	青少年と子どもを取り巻く現状を把握し、児童虐待防止、青少年教育の視点、教育環境等を学習し、施設の現状と進むべき方向性を体系的に学ぶ。	在日韓国、朝鮮人問題をはじめとする、日本における外国人に関する課題について学ぶ。	就職の機会均等、公正な採用選考の実現に向けて労働分野における人権問題のほか、HIV、セクシュアル・マイノリティなどの様々な人権問題について学ぶ。	研修で学んだことを踏まえ、人権課題についての自主的なレポートを作成することにより人権に対する意識・感覚を養うとともに、理解を深める。 研修終了の認定にあたって、出席状況、これまでのレポート内容、試験結果を踏まえ、総合的に判定する。
紛争処理手法及び事例検討	○相談事例検討 ○実習	○社会福祉法に基づく救済の仕組み(行政指導、苦情処理委員会、第三者委員会他) ○介護保険制度に基づく救済システム(行政指導、審査会他) ○障害者自立支援制度に基づく救済システム ○相談事例検討 ○実習	○婦人保護法における救済の仕組み ○配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律等による救済の仕組み ○相談事例検討 ○実習	○児童虐待防止法等に基づく救済の仕組み ○学校における救済の仕組み ○相談事例検討 ○実習	○相談事例検討 ○実習		

編集の後記

連日のように人権が侵害されている事件や状況が報告されている。国会では人権侵害に対しての救済の議論が継続されているが、日本には人権侵害を受けた者を救済するシステムが十分に確立されていない。複雑化、深刻さを増す人権問題に対して、法整備が当然必要ではあるが、既存の制度や専門機関を活用し、解決に向けて適切にコーディネートする専門的な人材が求められる。人権ケースワーカー／人権擁護士(仮称)は、こうした重要な役割を担うとともに、なによりも人権侵害を受けた者の痛みや思いを受け止められる感性を持っていることが「救済」の大切な部分でもあると思う。

2007年(平成19年)3月発行 編集・発行 財団法人大阪府人権協会
〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL 06-6568-2983 FAX 06-6568-2985 URL <http://www.jinken-osaka.jp>